

○名寄市立大学コミュニティケア教育研究センター年報投稿規程

令和2年7月1日

改正 令和3年6月2日

(目的)

第1条 名寄市立大学コミュニティケア教育研究センター年報（以下「年報」という。）は、北海道、特に名寄市を中心とする道北地域における保健、医療、福祉、教育等の充実及び発展並びに地域及び産業の振興に住民と連携して取り組む研究及び事業の報告等を掲載することで、地域貢献に資することを目的として発行する。

(投稿原稿の種類)

第2条 年報に掲載する研究報告等の種類は次のとおりとする。ただし、いずれも未発表のものに限る。

- (1) 地域研究：地域課題の解決に有用であり発表の価値が認められるもの
- (2) 実践報告：論説、論評、解説、講演抄録、地域活動報告、資料紹介等、意義ある実態・実践活動に関する報告
- (3) 課題研究要旨：発行前年度のコミュニティケア教育研究センター（以下「センター」という。）課題研究に採択された研究課題に対する研究要旨
- (4) 書評
- (5) その他：前4号以外で、年報編集委員会が必要と認めたもの

(年報編集委員会)

第3条 投稿原稿の公募、受付、原稿調整、受理、種類及びその他の編集作業を行うために年報編集委員会（以下「委員会」という。）を設ける。委員会委員はセンター企画運営会議委員が兼務する。

(発行)

第4条 年報は原則として年度に1回発行する。原稿締切を3月、発行を翌年度5月とする。

(投稿資格)

第5条 年報へ投稿できる者は、センター評議員（以下「評議員」という。）とする。ただし、共著者に評議員を含み、委員会が必要と認めた場合は、評議員以外の者を筆頭著者とすることができる。

(原稿の作成)

第6条 原稿の作成は、委員会が別に定める「年報原稿作成要項」に従うものとする。

(投稿の申込)

第7条 投稿を希望する者は、委員会が指定する書式によって、指定する期日までにこれを届け出る。

(投稿)

第8条 投稿者は、原稿の種類希望を付し、委員会が指定する期日までに原稿を提出するものとする。

- 2 委員会は、原稿の種類について、投稿者の了解を得て変更することができる。
- 3 委員会は、原稿がこの規程に著しく外れている場合、投稿者に対して修正を求めることが

できる。

(別刷)

第9条 別刷は、原稿1本につき20部を筆頭著者に配付する。これを超える部数を必要とする場合は著者の実費負担とする。

(文責)

第10条 年報に掲載された原稿の文責はすべて著者が負うものとする。

(著作権)

第11条 年報に掲載された原稿の著作権はすべて名寄市立大学（以下「本学」という。）に帰属するものとする。

2 年報に掲載された原稿の全部又は一部を著者自身が利用する場合、本学の許諾を必要としない。ただし、利用にあたっては、出所を明示しなければならない。

3 著作権について、この規程に定めのない事項について疑義が生じた場合、著者と本学による協議の上でこれを決定する。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。